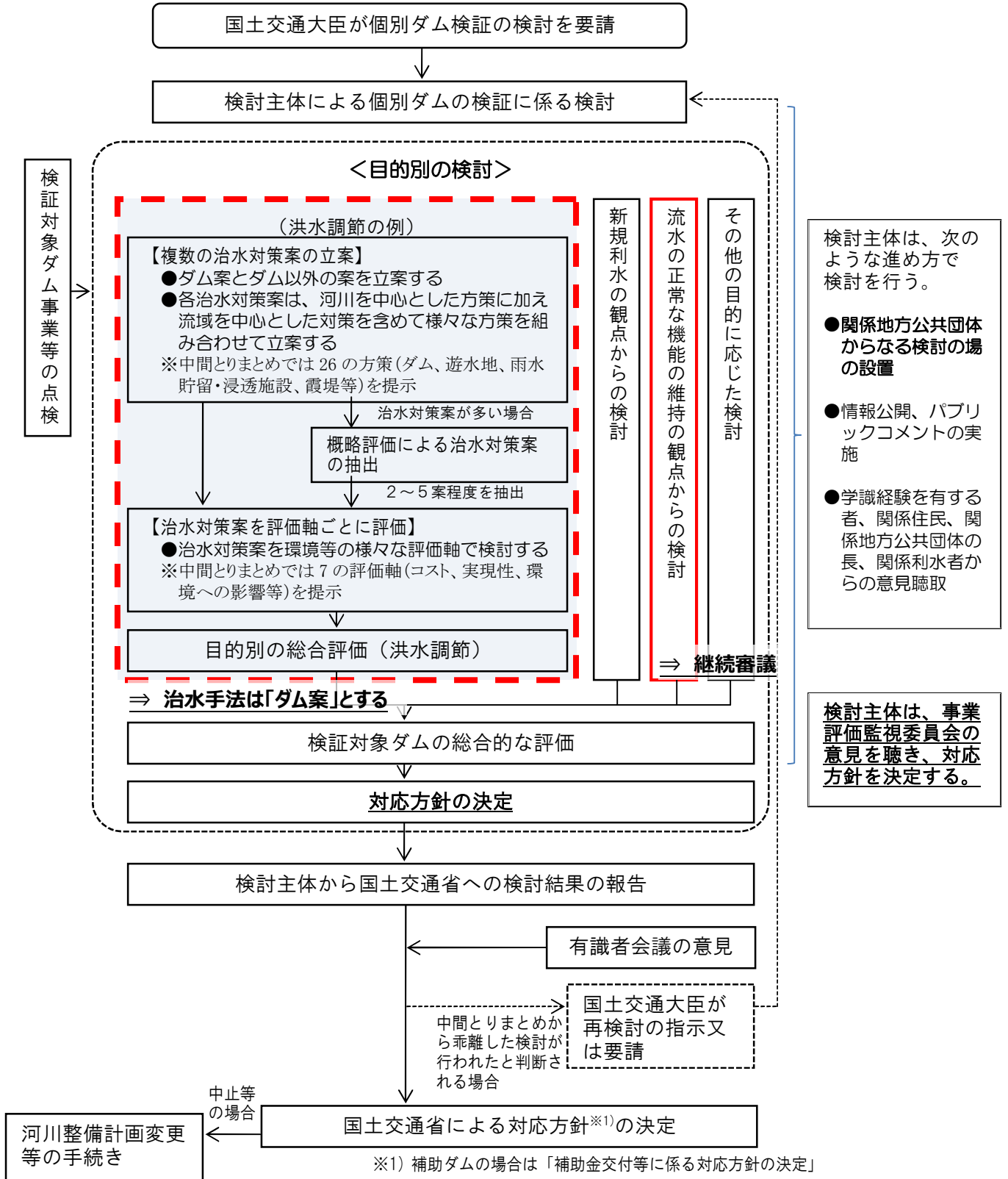


今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめの概要

【今後の治水対策の方向性】

- ① 財政逼迫等の社会情勢の変化
- ② 治水目標と河川整備の進め方
- ③ 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方
- ④ 流域と一体となった治水対策のあり方
- ⑤ 既設の施設の有効活用と機能の向上



検討主体は、次のような進め方で検討を行う。

- 関係地方公共団体からなる検討の場の設置
- 情報公開、パブリックコメントの実施
- 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取

検討主体は、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定する。